

# 不動産登記申請書提出前のチェックリスト

## 所有権移転（売買・贈与）

### 申請書記載事項

- 登記の目的は正しく記載していますか
  - ①所有者の持分について移転をする場合は、「〇〇持分全部（又は一部）移転」と記載します。
  - ②複数の不動産で、所有権全部を移転するものと持分の全部を移転するものがある場合は、「所有権移転及び〇〇持分全部移転」と記載します。
- 登記原因の日付は、登記原因証明情報の原因の日と一致していますか
- 登記義務者の住所（又は氏名）は、登記簿に記載されている住所（又は氏名）と一致していますか
  - 登記義務者の住所（又は氏名）に変更があった場合は、所有権移転の前に登記名義人住所（又は氏名）変更登記をする必要があります。
- 不動産（土地・建物）の表示は正しく記載していますか
  - 登記事項証明書（登記簿）の記載と一致していなければなりません。登記事項証明書等をご確認のうえ、記載してください。
- 建物は、区分建物（マンション等）ですか
  - 区分建物（マンション等）の場合、敷地権の表示も記載する必要があります。
- 課税価格は正しい金額が記載されていますか
  - 固定資産課税通知書により金額を確認される時は、「課税標準額（評価額）」の額を記載してください。所有者の持分について所有権移転をする場合は、持分の分の価格を記載します。
  - 不動産が複数ある場合は、全ての評価額を合計し、1,000円未満は切り捨てます。
  - ※公衆用道路等、非課税地についても価格の確認が必要です。事前におたずねください。
- 登録免許税は正しい金額が記載されていますか
  - ①売買登記の場合、課税価格の1000分の20（100円未満は切捨て）です。
    - ※土地については1000分の15
  - ②贈与登記の場合、課税価格の1000分の20（100円未満は切捨て）です。
- 申請書及び登録免許税の貼付台紙への契印（割印）はしましたか
  - 申請書1枚目から登録免許税貼付台紙までは、申請人（又は代理人）の印で契印（割印）をしてください。※印紙への契印（割印）は不要です。
- 連絡先の電話番号は記載しましたか
  - 昼間に連絡が付き電話番号を記載してください。

### 添付書類

- 土地が農地の場合、農業委員会の許可書は添付していますか
  - 農地を売買又は贈与する場合、農業委員会の許可が必要です。
- 代理権限証書（委任状）は作成しましたか
  - 代理人による申請の場合、申請人から代理人への委任状を作成し、添付してください。

